

北海道渋滞対策協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「北海道渋滞対策協議会」（以下「本会」と称する。）と称する。

(目的)

第2条 北海道における道路交通渋滞の解消のため、その対策の検討調整を行い実行計画の策定及び事業の効率的な推進を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、本目的に関係のある下記機関をもって組織する。
北海道開発局、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道、札幌市、
東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道バス協会、北海道トラック協会

第2章 構成

(構成)

- 第4条 本会は委員会と幹事会より構成する。
- (1) 会長は、北海道開発局建設部道路計画課道路調査官とし、本会を代表するとともに公務を総括する。
 - (2) 委員会は必要に応じ会長がこれを招集する。
 - (3) 幹事長は、北海道開発局建設部道路計画課課長補佐とする。
 - (4) 委員、幹事は別紙のとおりとするが、必要に応じ他の関係者の出席を求めることができる。

第3章 運営

(会議の運営)

第5条 会議の運営、進行は、委員会においては会長が、幹事会においては幹事長がこれに当たることとする。

第6条 幹事長は、本会の目的に関し専門的事項の調整、研究を行うために幹事会の中に分科会を設けることができる。

(事務局)

第7条 事務局は会議の円滑なる運営にあたりとともに議事録を作成する。
(1) 本会の事務局は北海道開発局建設部道路計画課におく。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は会議に諮って定める。

(附則)

この規約は平成2年8月23日から施行する。

改正：平成 2年 12月 25日

改正：平成 5年 6月 21日

改正：平成 6年 12月 13日

改正：平成 7年 7月 19日

改正：平成 17年 10月 13日

改正：平成 18年 6月 30日

改正：平成 24年 6月 29日

改正：平成 25年 9月 27日

改正：平成 27年 1月 21日

改正：平成 29年 7月 27日

北海道渋滞対策協議会名簿

所 属		役 職
◎	北海道開発局	建設部道路計画課 道路調査官
		建設部道路計画課 課長補佐
		建設部道路維持課 特定道路事業対策官
		建設部地方整備課 地域事業管理官
		事業振興部都市住宅課 都市事業管理官
		札幌開発建設部都市圏道路計画課長
	北海道警察本部	交通部交通規制課 課長補佐
		交通部交通規制課 課長補佐
	北海道運輸局	交通政策部交通企画課 専門官
		交通政策部環境・物流課 課長補佐
		自動車交通部旅客第一課 課長補佐
	北海道	建設部土木局道路課 課長補佐(道路計画・企画)
		建設部まちづくり局都市計画課 課長補佐(区域計画・施設計画)
		建設部まちづくり局都市環境課 課長補佐(街路計画・技術)
	札幌市	建設局土木部 道路課長
		建設局土木部道路課 計画担当課長
		まちづくり政策局総合交通計画部 交通計画課長
	東日本高速道路株式会社 北海道支社	道路事業部 交通技術課長
	(一社)北海道バス協会	事務局次長
	(公社)北海道トラック協会	業務部長